

改正案	現行
<p>(免許申請書) 第四条 (略)</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 役員に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）</p> <p>ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面</p> <p>ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第八十一条第一項の免許申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>ニ 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>五十一 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(免許申請書) 第四条 (略)</p> <p>2 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>五十一 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(組織変更認可申請書)

第三十条 (略)

2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜五 (略)

六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

イ 履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

ロ 住民票の抄本(本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百一条の十七第二項の組織変更認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからイまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〜十四 (略)

(認可申請書の添付書類)

(組織変更認可申請書)

第三十条 (略)

2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜五 (略)

六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)及び住民票の抄本(本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからイまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〜十四 (略)

(認可申請書の添付書類)

第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員に関する次に掲げる書類

イ 履歴書

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百二条の十五第一項の認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇十 (略)

2 (略)

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

第三十一条 法第百二条の十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇十 (略)

2 (略)

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項

の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項

イ (略)

ロ 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

(1) (略)

(2) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(4) (10) (略)

ハ ホ (略)

二 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第六十条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する

の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(4) (10) (略)

ハ ホ (略)

二 株式会社金融商品取引所を子会社とする会社を設立しようとする場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 法第六十条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(i) 履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する

書面

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与に関する次に掲げる書類

(i) 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(ii) 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(iii) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百六条の十一第一項の認可申請書に記載した場合において、(ii)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(iv) 法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(3) (9) (略)

ハ～ホ (略)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。

一～五 (略)

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面

）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限り、会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに会計参与が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

(3) (9) (略)

ハ～ホ (略)

(合併認可申請書)

第九十五条 (略)

2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。

一～五 (略)

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員に関する次に掲げる書類

イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第四百四十条第二項の合併認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 七十四（略）

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条（略）

2 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所

の役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 七十四（略）

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条（略）

2 法第四百九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二号により作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ 法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 (略)

3・4 (略)

(自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出)

第百十一条の四 (略)

2 法第五十三条の四において準用する法第四百九条第二項の規定により法第二百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住

民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 (略)

3・4 (略)

(自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出)

第百十一条の四 (略)

2 法第五十三条の四において準用する法第四百九条第二項の規定により法第二百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類
 - イ 履歴書
 - ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面
 - ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二号に準じて作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
 - ニ 法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類
 - 二 (略)
 - 三 (略)
- (認可申請書の添付書類)
第百十五条 (略)
- 2 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 (略)
 - 二 国内における事務所に駐在する役員及び国内における代表者に關する次に掲げる書類
 - イ 履歴書

- 一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからへまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類
 - 二 (略)
 - 三 (略)
- (認可申請書の添付書類)
第百十五条 (略)
- 2 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 (略)
 - 二 国内における事務所に駐在する役員及び国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第百五十五条の二第一項の認可申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三〇九（略）

三〇九（略）

改正案	現行
<p>別紙様式第二号（第百十一条関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>(1) 役員の変更届（就任・退任） （表略） （注意事項） 1～3 （略） <u>4 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」の欄に（ ）書きで併せて記載することができる。</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>別紙様式第二号（第百十一条関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>(1) 役員の変更届（就任・退任） （表略） （注意事項） 1～3 （略） （新設）</p> <p>(2)・(3) （略）</p>